

女性活躍推進法に基づく情報公表

公表日：2026 年 6 月 1 日

【男女の賃金の差異】

区分	男性の賃金に対する 女性の賃金の割合
全労働者	61.7%
正職員	66.1%
パート・有期職員	58.7%

- 対象期間：2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで
- 賃金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含む総支給額
- 正職員：当生協から他団体への出向者を含む。
- パート・有期職員：パートタイマー、嘱託を含み、派遣職員を除く。
- 差異についての補足説明：「正職員」「パート・有期職員」ともに男性職員数において、賃金水準の高い医師の占める比率が著しく高いため、男女間賃金格差が大きくなっている。（正職員数のうち医師の占める割合は、男性 18%、女性 2%。パート・有期職員数のうち医師の占める割合は、男性 20.8%、女性 0.9%。）

【採用した労働者に占める女性労働者の割合】

区分	男性	女性
総合正職	47%	53%
一般正職	67%	33%
臨時	25%	75%
契約	29%	71%
定時	27%	73%

対象期間：2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで

【男女の平均継続勤務年数の差異】

区分	男性	女性
総合正職	14.05 年	16.11 年
一般正職	9.65 年	14.62 年
臨時	-	17.14 年
契約	26.50 年	15.92 年
定時	19.08 年	20.01 年
嘱託医師	26.00 年	23.50 年

対象 ： 期間の定めのない労働者及び契約期間が 5 年を超える労働者